

暮らしのお知らせ

事業所のごみの処理

自己搬入か業者委託で

飲食店や店舗、事務所から発生するごみは一般家庭用の集積所に出せません。

事業所のごみは、成田富里いずみ清掃工場またはリサイクルプラザへ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなどしてください。

市外や成田空港内の事業所のごみは自己搬入できません。成田空港内へ出たごみは、空港内での許可を持つ収集運搬許可業者に委託してください。



分別方法

家庭ごみの分別方法に従って分別してください。

処理方法

○自己搬入：処理には10キログラム当たり216円掛かります。
「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」は自己搬入できません

・「可燃ごみ」「可燃性粗大ごみ」
：成田富里いずみ清掃工場 ☎36・1689へ

・「ビン・カン」「金物・陶磁器・ガラス類」「有害ごみ」「紙類、衣類・布類」「不燃性粗大ごみ」
：リサイクルプラザ ☎36・1000へ

○収集運搬許可業者への委託：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ

産業廃棄物の処理

事業活動から生じる「産業廃棄物」は市では処理できません。

事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託するなど適正に処理してください。詳細は県印旛地域振興事務所地域環境保全課 ☎043・483・1138または県廃棄物指導課 ☎043・223・2757へ問い合わせてください。

※くわしくはクリーン推進課 ☎20・1530へ。

中学校卒業程度認定試験

高校に入学するために

国では、病気などでやむを得ず小中学校に就学することができなかった人を対象に、中学校卒業程度の学力があることを認定する試験を行っています。合格した人は高校の入学資格が与えられます。※くわしくは県教育庁指導課 ☎043・223・4056へ。

全国消費実態調査

貴重な資料になります

9～11月に、全国消費実態調査

が実施されます。

国内の家計の実態を調査します。結果は、国や地方公共団体が行う経済・社会に関わる施策や研究機関などで消費・経済を分析するための貴重な基礎資料となります。調査の対象となった地域に調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは行政管理課 ☎20・1501へ。

下水道の算定基礎

変更がある場合は届け出を

10月1日(水)から、一般家庭や事業所などが水道水に加えて水道水以外の水を下水道に流すときなど、下水道使用料の算定基礎に変更が生じる場合は、変更の届け出が必要です。

井戸水を利用している事業所や一般家庭で計測メーターを設置していない場合は、使用人数に変更がある場合についても、届け出が必要となります。

※くわしくは下水道課 ☎20・1553へ。

農地中間管理機構

新しい貸し借りの仕組みです

農地中間管理機構は、農業振興地域内の農地を借り受けて、農業を営む人に貸し付ける機関です。ただし、耕作放棄地などは借り受けできない場合があります。

※くわしくは成田地区については市農業センター ☎22・6588
1、大栄地区については大栄支所 ☎73・8063、下総地区については下総支所 ☎96・1112へ。

今月の納期限

9月1日(月)

- ①市・県民税(第2期)
- ②国民健康保険税(第2期)
- ③後期高齢者医療保険料(第2期)
- ④介護保険料(第2期)

※くわしくは①②納税課 ☎20-1519、③保険年金課 ☎20-1547、④介護保険課 ☎20-1545へ。

- 16日 新勝寺・成田市懇談会
地域伝統芸能全国大会検討委員本部会
- 17日 国際医療福祉大学「成田看護学部/成田保健医療学部」起工式・安全祈願祭
- 18日 「成田市制施行60周年記念」フレーム切手贈呈式
- 19日 成田キッズ&ジュニアトライアスロン大会・エクストラアクアスロン大会
- 20日 ポンペルタ杯少年サッカー大会
- 21日 少年野球連盟大会成田エリア新聞杯
- 22日 農業委員会委員選任状交付式・総会
国民健康保険運営協議会
- 24日 成田祇園祭反省会
成田空港騒音対策地域連絡協議会常任理事・監事会議
- 26日 千葉県消防操法大会
わんぱく相撲全国大会出場激励会
全国スポーツ少年団軟式野球交流大会成田ブラックエンジェルズ出場激励会
- 28日 関東スポーツ少年団競技別交流大会(ミニバスケットボール)ジュニアファイブ優勝報告会
- 31日 県道成田神崎線整備促進期成同盟総会
子どもを守る地域ネットワーク会議



競技開始の合図を(19日)

70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

負担区分	3回目まで	4回目以降
一般	8万100円 [医療費が26万7,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算]	4万4,400円
上位所得者*	15万円 [医療費が50万円を超えた場合はその超えた分の1%を加算]	8万3,400円
住民税 非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*上位所得者とは国民健康保険税算定の基礎控除後の所得が600万円を超える世帯(所得の申告をしていない世帯を含む)

国民健康保険 医療費が高額になったら

高額療養費は、国民健康保険加入者で同じ人が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)に支払った一部負担金が

限度額を超えたとき、差額分が給付されるものです。70歳未満の人の限度額は上表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へお問い合わせください。

支給対象世帯に「該当通知書」を

高額療養費が支給される世帯には、受診の通常2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑・医療費の領収書(病院などが発行したもの)・該当通知書を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度

額までになります。

限度額適用認定証が交付できるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑と保険証を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

井戸水などの水質検査

申し込みは 食品衛生協会へ

食品衛生協会では、井戸水の水質検査の予約を次の通り受け付けています。

受付日時 11月～金曜日(祝日を除く)、午前9時～午後5時

受付場所 11 印楮保健所管内食品衛生協会(佐倉市)

検査方法 11 水曜日(祝日の場合は

木曜日)の午前9時30分～11時に、当日採取した水を提出

料金 11 会員(食品関係営業者) 6,300円、一般 9,720円

※くわしくは印楮保健所管内食品衛生協会(☎043・483・1179)へ。

下水道への接続

排水設備指定工事店で

下水道が整備された地域では、浄化槽のトイレや風呂、台所などの汚水を流すために各家庭で設置する排水管や汚水ますなどの排水設備を設置することで下水道を使用できます。

排水設備工事は、市指定工事店に依頼してください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

下水道排水設備工事

責任技術者の登録更新を

「下水道排水設備工事責任技術者」の資格有効期限が平成27年3月31日の人に申請書類が郵送されます。登録更新の手続きをしてください。

鳥獣の捕獲

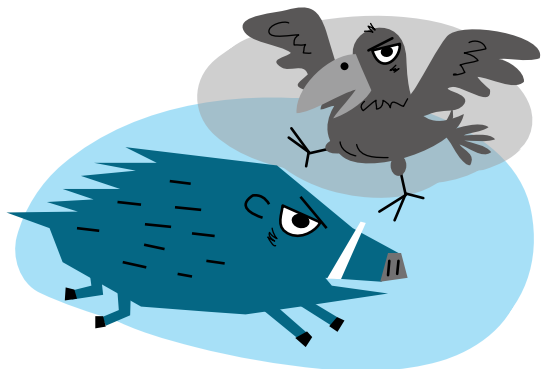
市街地除く全域で実施

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を、8月から行っています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○鳥類：8～10月に銃器による捕獲

○獣類：3月31日まで。箱わな・くくりわなによる捕獲

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。



ペット火葬場

修繕のため4日間 利用できません

八富成田斎場向かいのペット火葬場は、8月19日(火)～22日(金)は修繕のため、利用することができません。

民間のペット火葬場を利用する、ドライアイスや水で保管するなどの方法で対応してください。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

中小企業退職金共済制度

掛け金を国や市が助成

中小企業退職金共済制度は、退職金制度を持つことが困難な中小企業向けの退職金共済制度です。制度の特色は次の通りです。

- 掛け金の一部を国が助成
- パートタイマーも加入可能
- 掛け金は税法上、損金または必要経費として全額非課税

○掛け金は預金口座から振替

○退職金は直接退職者に支払い

○掛け金の種類Ⅱ月額5,000円

Ⅲ3万円の16種類(パートタイ

マーなどは、2,000円・3,

000円・4,000円の特例掛け金で加入できます)

加入方法Ⅱ金融機関にある所定の申込書に必要事項を書いて、金融機関または委託事業主団体に提出

市の補助額Ⅱ共済制度に加入した月から12カ月は掛け金の20%、13～60カ月は掛け金の10%で、1人当たり年額1万2,000円が上限

※くわしくは勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部(☎03・6907・1234)へ。市独自の補助金制度については商工課(☎20・1622)へ。

農業の使用

周囲の安全に配慮して

住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には、住民への健康被害が生じないように、できるだけ農業を使わないことを心がけましょう。

使わざるを得ない場合は、次の通り安全に配慮してください。

- ラベルに記載された内容に従って使用する

○事前に周辺住民に十分な周知を

行い、散布区域に人が入らないよう対策を立てる

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

夕焼け小焼けの放送

9月から午後5時に

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

夕方の放送(童謡「夕焼け小焼け」)の時刻は、9月1日(月)からは午後5時(8月31日(日)までは午後6時)に変更されます。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

風水害への備え

被害を最小限に抑える

これから秋にかけて、台風が発生が多くなります。昨年は台風26号が、市内各地で大きな被害をもたらしました。

大雨や暴風による災害に対して、日ごろの備えを心掛けてみましょう。

○浸水が多い場所では土のう、地

盤の弱い斜面ではブルーシートなどをあらかじめ購入しておき(市では配付を行っていません)、

風雨が強まる前に設置する

○雨どいや側溝を清掃し、詰まらないようにする

○屋根瓦や外壁、ブロック塀などを点検し、雨漏りや倒壊の可能性がある箇所は修理をする

○植木鉢や物干し竿など風に飛ば

されやすいものは屋内に片付け、アンテナやプロパンガスは固定する

○停電・断水などのライフラインの寸断や避難に備えて、懐中電灯や携帯ラジオ、非常食、保存水、貴重品など非常持ち出し品の準備をする

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

施設名	測定日	測定の高さ 1m	測定の高さ 0.5m	測定の高さ 0.05m
小中学校(37カ所)	6月30日～7月22日	0.04～0.11	0.03～0.11	0.04～0.12
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)	6月30日～7月22日	0.04～0.09	0.04～0.09	0.04～0.12
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)の砂場・ブランコなど	6月30日～7月22日	-	0.04～0.13	0.03～0.17
体育施設(22カ所)	7月1日～7月25日	0.04～0.11	0.04～0.12	0.04～0.12
公園(79カ所)	7月1日～7月24日	0.04～0.10	0.04～0.10	0.03～0.11
子どもの遊び場(23カ所)	7月1日～7月24日	0.05～0.11	0.05～0.12	0.05～0.14
市役所(花崎町)	7月22日	0.08	0.08	0.07
	7月28日	0.09	0.09	0.10
下総支所(猿山)	7月22日	0.10	0.10	0.10
	7月28日	0.10	0.10	0.10
大栄支所(松子)	7月22日	0.07	0.08	0.07
	7月28日	0.07	0.07	0.06
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	7月22日	0.08	0.09	0.09
	7月28日	0.08	0.08	0.09
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	7月22日	0.08	0.08	0.07
	7月28日	0.08	0.08	0.08

※各施設の測定結果は、市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110_311.html)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。